

生食発 0329 第 13 号
平成 31 年 3 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食中毒健康危機管理実施要領の改正について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、同日付け生食発 0613 第 10 号「「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について」により通知したところです。

この改正法のうち、平成 31 年 4 月 1 日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、今般、食中毒発生時における厚生労働省医薬・生活衛生局の対応について定めた標記要領を別添のとおり改正したのでお知らせします。また、引き続き、保健所等における食品等に係る健康危機管理体制の整備について、特段の配慮方よろしくをお願いします。

食中毒健康危機管理実施要領

厚生労働省医薬・生活衛生局

平成9年4月制定

(最終改訂：平成31年3月29日)

目次

1. 目的.....	2
2. 入手した食中毒発生情報の区分	2
2.1 「緊急事態」に該当するもの、その他食品への毒物等の混入により国民生活 に影響を及ぼすもの等、緊急の対応を要する重大な事態.....	2
2.2 「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」及び「消費者安 全情報総括官制度申合せ」に規定する「緊急事態等」に該当するもの。.....	2
2.3 「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」に規定する「重 要事案」に該当するもの	2
3. 平時における医薬・生活衛生局の対応	2
3.1 食品監視安全課.....	2
3.2 生活衛生・食品安全企画課	3
4. 食中毒発生時における医薬・生活衛生局の対応	3
4.1 食品監視安全課.....	3
4.2 生活衛生・食品安全企画課	4
4.3 関係課室.....	5
5. 対策の決定過程.....	5
5.1 対策の実施方針.....	5
5.1.1 食品監視安全課	5
5.1.2 生活衛生・食品安全企画課	6
5.2 薬事・食品衛生審議会及び研究班での検討	6
5.2.1 生活衛生・食品安全企画課	6
5.3 輸入食品.....	6
5.3.1 食品監視安全課	6
5.3.2 生活衛生・食品安全企画課	8
5.4 情報提供.....	8
5.4.1 食品監視安全課	8
5.4.2 生活衛生・食品安全企画課	8
6. その他の対応.....	8

1. 目的

本実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」を実施するため、食中毒発生時における厚生労働省医薬・生活衛生局の対応等について定めるものである。

2. 入手した食中毒発生情報の区分

2.1 「厚生労働省における緊急事態発生の報告体制¹」に規定する「緊急事態（※1）」に該当するもの、その他食品への毒物等の混入により国民生活に影響を与えるもの等、緊急の対応を要する重大な事態

（※1）緊急事態とは、生命への危険が強く懸念される大規模食中毒等の発生をいう。

- （例）・ 食中毒に関し、患者数 500 人以上の被害が生じた場合
- ・ 食中毒に関し、死者又は重篤な患者が発生した場合であって、行政的対応が必要となると考えられる場合

2.2 「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱²」及び「消費者安全情報総括官制度申合せ³」に規定する「緊急事態等（※2）」に該当するもの。

（※2）「緊急事態等」とは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の定める重大事故等（※3）又はこれに準ずる事故等（※4）が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態をいう。

（※3）消費者安全法第 2 条第 7 項に定める事故又は事態（当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。）

（※4）被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態（当該事故又は事態を発生させるおそれがあるものを含む。）

2.3 「消費者安全情報総括官制度申合せ」に規定する「重要事案（※5）」に該当するもの。

（※5）重要事案とは、食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事案及び、消費者被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するために特に対応を要する事案をいう。

3. 平時における医薬・生活衛生局の対応

3.1 食品監視安全課

（1）食品監視安全課は、「食中毒処理要領」（昭和 39 年環発第 214 号環境衛生局長通知）に定めるところにより、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の食品衛生主管課を窓口として、当該地域における食中毒の発生情報等の迅速かつ的確な収集に努める。また、4.1 に係る情報の伝達先り

¹ 厚生労働省における緊急事態発生時の報告体制について（厚生労働省発総第 0421001 号厚生労働次官通知）

² 消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱（平成 24 年 9 月 28 日関係閣僚申合せ）

³ 消費者安全情報総括官制度について（平成 24 年 9 月 28 日関係府省局長申合せ）

ストを作成し、定期的に人事異動後のリストの更新を行う。

(2) 食品監視安全課及び地方厚生局食品衛生担当課は、夜間休日における連絡先を都道府県等に示し、都道府県等からの緊急の報告を受けること。また、食品監視安全課は、定期的に人事異動後のリストの更新を行う。

(3) 食品監視安全課は、食品衛生法第 58 条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告を受け、その他国内外における食品危害情報の収集を行う。

(4) 食品監視安全課は、平常時より食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、広域流通食品等の違反を防止するため、監視指導が総合的かつ迅速に実施されるよう、都道府県等、地方厚生局、国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所それぞれの連絡及び連携体制を確保する。

3.2 生活衛生・食品安全企画課

(1) 生活衛生・食品安全企画課は、平時から、情報連絡窓口を設置し、関係省庁との緊密な情報交換及び連絡を行うこと。

4. 食中毒発生時における医薬・生活衛生局の対応

4.1 食品監視安全課

(1) 食品監視安全課は、2.1～2.3 の事案発生情報を、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、生活衛生・食品安全企画課及び食品基準審査課に速やかに伝達する。なお、原則として、2.1～2.3 に該当するかどうかについて、生活衛生・食品安全企画課と協議を行うこととするが、いとまのない場合等についてはあらかじめ通報することを妨げない。

(2) 食品監視安全課は、2.1 の事案発生情報を、厚生労働大臣、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官、厚生労働事務次官、厚生労働審議官、医務技監、大臣官房長、総括審議官、大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）、大臣官房厚生科学課長（健康危機管理調整会議主査）及び大臣官房総務課総括調整官（以下「省内幹部」という。）に速やかに伝達する。

この場合、事案発生を把握した時点では、事案の詳細を把握していないことが多いが、詳細な情報であるか否かにかかわらず早急に報告を行うこととし、必ずしも文書により行う必要はなく、電子メール又は電話を使用するなど迅速な手段により行うものとする。

(3) 食品監視安全課は、他部局の所管に関わる 2.1 の事案発生情報を、以下の関

係課室に速やかに情報を提供する。なお、当該情報を伝達すべきその他関連課室がある場合は、当該関係課室へ速やかに情報を提供する。

ア) 厚生科学課、結核感染症課、健康課地域保健室

イ) 社会福祉施設等が原因施設である場合：社会・援護局福祉基盤課及び福祉担当課（児童福祉施設の場合は子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、家庭福祉課、子育て支援課、母子保健課、高齢者施設の場合は高齢者支援課、障害者施設の場合は障害保健福祉部企画課、生活保護施設の場合は保護課をいう。）

ウ) 医療機関が原因施設である場合（施設内で調理又は委託業者が調理して施設内で提供される場合）：地域医療計画課

エ) 飲料水である場合：水道課水道水質管理室

オ) 毒物・劇物等の化学物質の場合：医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(4) 食品監視安全課は、他省庁の所管する事務に関わる 2.1 の事案発生情報を、関係省庁に速やかに提供する。関係省庁は以下のとおりである。

ア) 消費者庁消費者安全課、内閣府食品安全委員会事務局総務課及び情報・勧告広報課、農林水産省消費・安全局食品安全政策課及び消費者行政・食育課

イ) 学校給食に関連する場合：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

ウ) 学校の授業中に発生した場合：文部科学省初等中等教育局教育課程課

エ) 警察に関連する場合：警察庁生活安全局生活経済対策管理官・刑事局捜査第一課

オ) 大気・水・土壌汚染が起きた場合：環境省水・大気環境局土壌環境課

カ) 矯正施設に関係する場合：法務省矯正局矯正医療管理官

(5) 食品監視安全課は、2.2 の事案発生情報を、政策統括官参事官室（社会保障担当）及び消費者庁消費安全課、内閣府食品安全委員会事務局総務課、農林水産省消費・安全局食品安全政策課、環境省水・大気環境局土壌環境課に速やかに伝達する。また、政策統括官参事官室（社会保障担当）を通じて、消費者安全情報総括官会議において、情報の共有を図る。

(6) 食品監視安全課は、2.3 の事案発生情報を、政策統括官参事官室（社会保障担当）に速やかに伝達する。

4.2 生活衛生・食品安全企画課

(1) 生活衛生・食品安全企画課は、食品監視安全課との連携のもとに、2.1 に関する情報について、関係課室との間の窓口になり、食中毒に関する情報収集及び対策に関する調整等を行う。

(2) 生活衛生・食品安全企画課は、食品監視安全課との連携の下、2.2に関する情報を、消費者庁消費安全課、内閣府食品安全委員会事務局総務課、農林水産省消費・安全局食品安全政策課及び環境省水・大気環境局土壌環境課との間の窓口となり、食中毒に関する情報収集及び対策に関する調整等を行う。

(3) 生活衛生・食品安全企画課は、食品監視安全課との連携の下、2.3に関する情報を、消費者庁消費安全課、内閣府食品安全委員会事務局総務課、農林水産省消費・安全局食品安全政策課及び関係府省消費者安全情報総括官等の関係省庁との間の窓口となり、食中毒に関する情報収集及び対策に関する調整等を行う。

4.3 関係課室

医薬・生活衛生局の関係課室は、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び国立保健医療科学院並びに公益財団法人日本中毒情報センターと連携し、生活衛生・食品安全企画課国際食品室は、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、コーデックス委員会（Codex）、国際食品安全情報ネットワーク（INFOSAN、RASFF等）等を通じて、食中毒に関連する情報の広範かつ迅速な収集に努める。

5. 対策の決定過程

5.1 対策の実施方針

5.1.1 食品監視安全課

(1) 食品監視安全課は、食中毒が発生した場合には、被害拡大及び再発防止の観点から対応を検討し、必要な措置及び都道府県等への指示等を行う。

(2) 監視安全課は、入手した食中毒に関連する情報の評価に当たっては、危険の程度等について国立試験研究機関等の専門家の意見を聴取するほか、必要に応じて設置された研究班が収集・整理した科学的知見に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を踏まえ、可能な限り客観的な評価を行う。

(3) 食品監視安全課は、広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めるときは食品衛生法第60条の2の規定に基づき、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

(4) 食品監視安全課は、重大な食中毒が発生した場合であって、現地に職員を派遣して情報を収集する必要があると認められる場合には、大臣官房生活衛生・食品

安全審議官の了解を得て、現地へ職員を派遣し、必要に応じて国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所の協力も得て情報収集を行う。なお、必要に応じて現地と調整の上、専門的見地からの情報収集・助言等を行う。

(5) 食品監視安全課は、食中毒に係る対策の適時適切な見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由等についての資料を適切に管理する。

(6) 食品監視安全課は、行政機関、関係業者等に食中毒対策に関して指示する場合は文書により行う。なお、緊急やむを得ず文書によらない場合にあつては、追って文書により指示の内容を明らかにする。

5.1.2 生活衛生・食品安全企画課

(1) 生活衛生・食品安全企画課は、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定について、省内幹部、関係課室及び関係省庁に速やかに伝達する。

5.2 薬事・食品衛生審議会及び研究班での検討

5.2.1 生活衛生・食品安全企画課

(1) 生活衛生・食品安全企画課は、食中毒対策の決定過程、その内容、前提条件等食中毒対策に関する情報を公開するため、薬事・食品衛生審議会の定めるところにより、会議及び議事録の公開を行う。

(2) 生活衛生・食品安全企画課は、食中毒が疑われる問題等については、必要に応じて、薬事・食品衛生審議会を機動的に開催し、必要な対策等について専門的見地からの意見を聞くこととする。なお、必要に応じて、厚生科学審議会から大局的見地からの審議又は提言を受ける。

(3) 生活衛生・食品安全企画課は、食品監視安全課及び食品基準審査課と協議の上、食中毒について専門的かつ学問的観点からの知見の集積を行うため、必要に応じて厚生労働科学研究費補助金等により機動的・弾力的に研究班を設置する。

生活衛生・食品安全企画課は、研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の薬事・食品衛生審議会への報告を行う等、研究班と薬事・食品衛生審議会の連携を図る。

5.3 輸入食品

5.3.1 食品監視安全課

(1) 食品監視安全課は、国内外で発生した食中毒の原因となる、若しくは原因とし

て疑われる食品が輸入され又は輸入されるおそれがある場合には、5.3により検疫所及び都道府県等に必要な指示を行い、関係業者等に対して当該食品の回収等必要な対策を講じさせる。

- (2) 食品監視安全課は、食中毒の原因である、又は原因として疑われる輸入食品の輸入件数、輸入重量等輸入届出に関する情報を輸入食品監視支援システム等を使用して検疫所から収集するとともに、当該食品の流通状況を都道府県等を通じて収集する。さらに、在京大使館及び外務省等を通じて 海外における被害の発生状況、当該食品の生産・加工・流通状況等の把握に努める。
- (3) 食品監視安全課は、情報収集及び評価に関しては、3 及び 4 に準じて行う。生活衛生・食品安全企画課は、特に専門的な見地からの検討が必要な事項については、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとし、その具体的な方針は 5.2 に準じる。
- (4) 食品監視安全課は、上記の結果に基づき、当該食品の監視強化、輸入禁止、回収、廃棄等の重要な措置（自主的な対応の指導を含む。）の決定を行う場合には、大臣官房生活衛生・食品安全審議官の了解を経るものとする。また、地方厚生局、検疫所及び関係都道府県等に必要な指示を行うとともに、関係営業者等への情報提供を図る。この場合、4.1 に準じて、関係課室、関係省庁に情報を伝達する。
- (5) 食品監視安全課は、5.3.1（4）の対策をとった場合には、輸出国政府に対し在京大使館又は外務省を通じて通報する。
- (6) 食品監視安全課は、検疫所及び関係都道府県等が輸入食品について監視強化、回収等講じた措置の結果を収集するとともに、その効果について確認し、これに係る記録を保存する。
- (7) 食品監視安全課は、生活衛生・食品安全企画課を通じて食品安全委員会との情報交換を図るとともに、食品安全委員会から厚生労働大臣に意見又は勧告が提出された際には、これに基づく施策を講じ、同委員会に報告する。
- (8) 食品監視安全課は、輸入禁止措置を講じた食品の輸入の再開に当たっては、必要に応じて輸出国政府等の協力を得て、原因が除去され安全であることを確認する。
- (9) その他の対策の方針は 4 に準じる。

5.3.2 生活衛生・食品安全企画課

- (1) 生活衛生・食品安全企画課は、対策の決定に当たって、専門的な見地からの意見が必要な事項については、薬事・食品衛生審議会若しくは必要に応じて設置された研究班の意見を聴くものとし、その具体的な方針は、5.2.1に準じる。
- (2) 生活衛生・食品安全企画課国際食品室は、必要に応じ WHO 等の国際機関に情報の提供を行う。

5.4 情報提供

5.4.1 食品監視安全課

- (1) 食品監視安全課は、食中毒に関連する情報を都道府県等に提供するに当たっては、文書により行うほか、電子媒体の活用等により、迅速な提供を図る。
- (2) 食品監視安全課は、医療機関に対して情報を提供する場合には、都道府県等を介して行うほか、関係団体の協力を得て行う。さらに、緊急に情報提供が必要な場合には、インターネット上の厚生労働省ホームページ等の活用により迅速な提供を図る。

5.4.2 生活衛生・食品安全企画課

- (1) 生活衛生・食品安全企画課は、医薬・生活衛生局の関係課室と協議の上、食中毒に関連する情報について、インターネット上の厚生労働省ホームページ、政府広報その他の各種広報媒体の活用により、国民や関係者に対して広く提供する。

6. その他の対応

- (1) 医薬・生活衛生局の関係課室は、食中毒の発生に際して、本実施要領において定めのない対応等を行う必要が生じた場合は、生活衛生・食品安全企画課と協議の上、関係部局及び健康危機管理調整会議等と調整のもと、迅速かつ的確に対応する。
- (2) 大臣官房生活衛生・食品安全審議官は、都道府県等に対して、「食中毒処理要領」等に基づき適切な対策を講じるよう指導する。
- (3) この実施要領については、必要に応じて改訂を行うものとする。

7 その他

医薬・生活衛生局は、食中毒対策の見直しを行った場合は、必要に応じて本実施要領を見直すとともに、都道府県等に通知する。